

平成18年1月5日

於 研修室

平成18年1月

大和市教育委員会臨時会

大和市教育委員会

平成18年1月大和市教育委員会臨時会

平成18年1月5日(木曜日)

出席委員(5名)

1番	委員長職務代理者	鈴木健次
2番	委員	奥原美帆
3番	教育長	國方光治
4番	委員	長谷川愛子
5番	委員長	田村繁

事務局出席者

教育総務部長	箱崎香代子	総務課長	加藤静雄
学校教育課長	小川輝夫	学校教育課 保健給食担当 課長補佐	高橋朝行
指導室長	丸田昭文	教育研究所長	伊藤恵子
指導室長補佐兼 主任指導主事	中田朝夫	生涯学習部長	吉野貴子
社会教育課長	沢田照男		

書記

総務課庶務調整  
担当課長補佐 加藤廣己

日程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 会議録署名委員の決定
- 4 議 事  
日程第1(議案第1号) 大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部  
を改正する規則について
- 5 閉 会

開会 午前10時00分

田村 傍聴の方に申し上げます。  
委員長 傍聴人は、議事について可否を表明したり、審査に支障を来すようなことのないよう、念のため申し上げておきます。  
ただ今から教育委員会1月臨時会を開会いたします。  
会議時間は正午までとします。  
今会の署名委員は、4番、長谷川委員、1番、鈴木委員をお願いいたします。  
議事に入ります前に、臨時会をなぜ開いたのかについて、一言申し添えておきます。  
私ども教育委員は、二学期制についていろいろ論議に論議を重ねてまいりました。どのような結論を出すことになりましても、各学校にとってできるだけ早い時期に結論を示し、少しでも早く学校の取り組みをして欲しいという私ども教育委員の思いから、きょうの臨時会を開催させていただくことにいたしました。  
それでは、議事に入ります。  
日程第1 議案第1号「大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。  
細部説明を求めます。

丸 田  
指導室長

丸田指導室長。

教育委員会12月定例会におきまして、総括教諭の配置について、大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正をご審議いただきました。

本日は、二学期制の導入に関する部分で、同規則の一部改正についてご審議いただきたいと思います。

細部説明をさせていただく前に、12月27日に二学期制検討委員会より報告書をいただきました。この報告書中の「今後に向けて」の部分を読ませていただき、報告にかえさせていただきたいと思います。

二学期制を導入するうえで、学校にとって、もっとも大きな力となったことは、教職員全員で自校の教育計画を見直す機会をもったことである。また、同時に、その見直しが保護者ととも学校教育を考える機会になったことである。二学期制という制度的な枠組みの中で、学校が行った創意工夫、努力は、すべてが子どもたちの成長を願うものであり、学校としての丁寧な説明により多くの保護者の方々が、その取り組みに理解を示していることは明らかになった。

平成14年度より、学校完全五日制が実施され、授業日数は約40日強少なくなった。それに付随して短くなった3学期は、一年間のまとめの時期でもあることから、学期としての位置づけが、たいへん難しくなってきた。さらに、「目標に準拠した評価」の実施により、子どもたちの学習プロセスを重視する評価観となったことで、評価活動を実際に行うには、ある程度の学習期間が保障され、評価結果が指導にフィードバックされることが求められている。

加えて、現在の学校現場には、その時々社会的要請もあり、さまざまな教育活動がまさに積み重なってきており、日々、その実践を繰り返すなかで、子どもたちがゆとりを持って学習に取り組んだり、子どもたちが教職員とじっくりふれ合ったりする時間が少なくなっているという現状がある。もちろん、昨今、言われている「学力低下」の議論も例外ではない。

このような点からも、二学期制の可能性が期待されるところである。もちろん、多くの保護者や教職員は、三学期制の中で育ってきたという経験の中にあり、未知な対象である二学期制に不安感を抱くことは自然な感情であると考えられる。しかし、研究校から提示された数々の成果と課題を克服するための方策は、大和市がめざす「創意あふれる学びの場」を実現するうえでの有力な解決策になると考えられる。二学期制に関するさまざまな議論の中には、「教育の課題は認識しており、現在の三学期制でも解決は可能である」という意見もあるが、このことについては、「現状での足踏み」という要素も含むため、積極的な課題の解決という姿勢において説得力に欠けるところである。

平成18年度には、県内の公立小中学校の約8割近くが二学期制を実施する予定であるが、二学期制を導入するうえで重要なことは、研究校での研究結果が示しているように、自校の学校改善と結びつけることである。

本市の公教育の責務という視点に立つと、小中学校の連携、学校経営の継続性、兄弟姉妹の関係等に鑑みて、市内での一斉導入が望ましい。そして、その導入を円滑かつ効果的に進めるには、学校改善に向けた当事者としての学校の主体性が不可欠である。検討過程において、検討委員から「学校は保護者への周知を十分に行っているのか」という指摘にもあったように、学校は、今後も教育課程の具体的な内容について、保護者・地域への説明責任を果たすことが重要である。

また、秋季休業の設定にあたっては、学校としての教育活動の意図も含め、学校長の裁量が生かされることが望ましいと考える。

以上のようなご報告をいただいております。

この二学期制の部分につきましては、これまで委員の皆様方には何度となくご協議をしていただきました。それを受けまして、次のように改正したいと思っております。

主な改正部分は、現行規則の第2章中、第2条から第4条まででございます。

まず、現行の第2条第2項の「学年を分けて次の3学期とする。」を「学年を分けて次の2学期とする。ただし、教育上特に必要があると大和市教育委員会が認め、教育課程研究校として指定した場合はこの限りでない。」と改めます。

それに伴いまして、前期を4月1日から10月の第2月曜日まで、後期を10月の第2月曜日の翌日から翌年3月31日までといたします。

なお、教育課程研究校の指定につきましては、別添の要項がございますので、ご覧いただきたいと思っております。

学校長からの申請に基づき、審査のうえ指定する。当該学校は「学期」の設定に関して、教育課程編成上の諸問題を中心に研究主題を定め、ゆとりの中で確かな学びをはぐくむ方策について実践的に研究し、教育の質的向上を図るとともに研究の成果を公開し、本市学校教育の充実に資するというのが、この要項の趣旨でございます。

研究内容は、(1)教育課程の見直しと学校の特色づくりに関すること。(2)きめ細やかな指導と評価に関すること。(3)ゆとりある活動に関すること。(4)確かな学力の育成に関すること。(5)家庭、地域と連携した教育活動に関すること。(6)その他、という6点でございます。

規則の方に戻ってください。第3条、休業日ですが、これまでの「休業」という文言を「休業日」と改めさせていただき、夏季休業日を、これまでの「8月31日まで」を「8月29日まで」といたします。また、新たに秋季休業日を「10月の第2月曜日の翌日及び翌々日」と設定いたしました。

なお、休業日につきましては、学校の独自性を出せるよう新たに第2項を設け、「前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、前項第4号から第8号までに規定する休業日の期間を変更することができる。」といたしました。

第4条の改正箇所につきましては、第2条第2項中に、(以下「教育委員会」という。)という表記がございますので、重複表記をしないよう改正したものでございます。

なお、第20条は学期制とは関係ありませんが、現行規則を見直す中で、第9条に同様な表記があることから改めさせてもらったものでございます。

本規則につきましては、教育委員会12月定例会で可決いたしました総括教諭の配置とあわせ、平成18年4月1日からの施行となります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

田 村  
委員 長  
長 谷 川  
委 員

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

丸 田  
指導室 長

先ほど読み上げていただきました二学期制検討委員会の報告書の中で、私も教育委員でも議論に議論を重ねたことですが、「市内での一斉導入が望ましい」という一文について、もう少し詳しくお聞かせください。

二学期制検討委員会からは、本市の公教育の責務という視点で、小・中学校の連携、学校経営の継続性、兄弟姉妹の関係等に鑑みというかたちのなかで、「一斉導入が望ましい」という意見がでております。

また、研究校から提起されました二学期制のメリット、それから課題をどのように克服するかということの方策等々を見出せたという部分のなかで、一斉導入が望ましいであろうという検討委員会からのご報告でございます。

鈴木  
委員長職務  
代理者

私としては、今、引用されました「市内での一斉導入が望ましい」というところにすぐ続いて、「その導入を円滑かつ効果的に進めるには、学校改善に向けた当事者としての学校の主体性が不可欠である」というところを十分留意する必要があると思います。規則の改正案は、この部分にも呼応しているのではないかと思います。

「今後に向けて」という部分の直前も、非常に関連があり、大切であると思います。

ここには、二学期制の導入自体に対する教職員のアンケート結果についてのコメントがございます。二学期制に対して肯定的な評価をしている割合というのが、43%から78%と幅があります。ここでは、「二学期制のよさを感じつつもさらに教育計画を吟味していく必要性ということを感じているためであろう」という分析がなされており、二学期制を形式的に導入した場合の問題点を提起している数字であって、「よい結果をもたらすかどうかは学校の主体性いかんによるということである。やはり、二学期制の導入では、すべての教職員で自校の教育計画を見直すという過程が、不可欠である」と書かれていることを十分配慮する必要があると思います。

丸田  
指導室長

今、鈴木委員からご発言ありましたとおり、二学期制を導入する場合の重要なポイントというのは、教職員全員で「めざす学校像」を明らかにして、その学校の教育計画全体を見直していくことで、ただ単に三学期を二学期に変えるということではいけないと思います。

田村  
委員長

この二学期制については、研究校以外はまだ経験しておりません。私が教育委員会12月定例会のなかで、「やってみなくてはわからない」という発言をしたようにも思います。これはどういうことかといいますが、研究校の取り組みを見ますと、少なくとも今の三学期制よりも、いろいろなことで学校教育が少しでも前進する要素があるのではないかと考えられるのですが、実際に自分が経験しておりませんので、そういった意味で「やってみなくてはわからない」という発言をいたしました。

私も最初、この二学期制を聞いたときは、違和感がありましたが、研究校の取り組みを見てみますと、やってみる価値がありそうだなという思いを持ちました。

これまでの研究や協議の結果がこの改正案だと思いますが、各委員からそれぞれの思いを言っていただきたいと思います。

長谷川  
委員

私は当初、二学期制というのは画期的なことで、日本各地で徐々に導入されつつあるというのを非常に疑問視をしておりました。今年度開催した教育フォーラムのなかでも、参加者から家庭の教育力の低下という声が多く聞かれ、このような現状で長期休業中の学習課題が家庭学習に課せられる二学期制の導入というのは、本市では非常に難しいと思っておりました。

そういう思いのなかで、研究校の取り組みをずっと見させていただいておりましたが、きょうここに臨む段では、二学期制を積極的に、教育委員としてもそれから一家庭の保護者としても取り組もうという前向きな姿勢でいます。

また、二学期制になったことで、長期休業の間の学習を家庭でどう支援するか。報告書の中では、「家庭の学習支援」という言葉はなく、「自主的な学習」とありますが、家庭としてどう二学期制を受けとめるかということで、研究校が取り組んでいる個別面談や長期休業中の個別指導のようなきめ細かな取り組みというのが、それぞれの学校で工夫がなされる可能性が秘められていると思い、学校ばかりでなく、家庭も変わる余地があることを期待して、二学期制に向かっていけるのではないかと感じています。

この自主的な学習能力を育成するという以外に、夏季休業について検討委員会でお話などをいただけましたら、お聞かせください。

丸 田  
指導室長

夏季休業につきましては、学期をまたがるということで、課題として受けとめられる見方もあるかと思いますが、これまで夏休みは、1学期の通知表をもらって終わりというかたちであり、子どもたちの意識も切れてしまう。しかし、二学期制における「学びの連続性」ということを考えていきますと、総合的な学習の時間等、学校の中ではできない部分を、夏休みの面談等を通して子どもたちに課題として与え、それについて取り組んでいくということができ、夏季休業は有効なものになります。あわせて、保護者との面談において、子どもたちの7月までの学習状況等について説明し、「夏休みにこんなことを課題として上げるといいですね」というかたちでの話し合いができる。そうした意味では学校側として、この夏季休業をどのように受けとめるかが重要なポイントだと考えております。

田 村  
委員長

関連して、保護者の方々が非常に気にされていることの2点。1点は、1学期末に通知表がでないという不安のこと、もう1点は、中学校の進路関係ですが、この2点についての研究校の取り組みをお聞かせください。

丸 田  
指導室長

小学校では保護者の方々の部分につきましては、夏休みに個別面談等を学校側が実施し、そのなかで子どものこれまでの学習の様子がよくわかったと好意的に受けとめていただいている割合が高かったと思います。

それから、中学校では特に3年生の進路の問題といたしまして、前期末、後期末に加えて、12月にも、3年生のみですけれども不利にならないようなかたちで評価がなされています。

研究校から入試について、生徒や保護者の不安、教職員の負担増についてのアンケート結果が報告されていますので、ここで紹介させていただきます。

定期テストの範囲が広がったために、テスト勉強をこれまでより早くから始める必要があったが、学習の要領がつかめない生徒にとっては不安を抱いたという意見がありました。そのために、学校は定期テストだけでなく、日常の学習評価を重要視していくことになりました。これは、目標に準拠した評価という部分との関連もありますけれども、きめ細やかに学習の評価をしていったということで、解決を図ったということでございます。

それから、保護者の方々が二学期制に対して不安を抱かれることにつきましては、特に保護者会等において、二学期制、それから入試制度、入試スケジュール等について説明をして、保護者の方々の不安を取り除くように努めたとあります。保護者向けのアンケートの結果を見ますと、前期中間テスト、後期中間テストの実施時期について、約80%の保護者が、よかったと回答していただいた。また、7月に通信簿を渡さなかったが、三者面談を行ったことで約80%の保護者が生徒の様子を理解できたと肯定的に受けとめています。

また、教員が過負担になったことという部分については、特に二学期制になったことで負担が大きくなったことはない。毎年中学3年生だけ11月に進路を中心とした三者面談を行っているが、本年度は、神奈川県の中学校の理科の大会が渋谷中学校で行われたため、その三者面談の日程を変更したことで、家庭で進学等を検討していただく期間が短かったので、次年度三者面談の時期を検討したいというご報告をいただいております。

ただ、研究校では定期テスト後にテスト処理期間を確保されてございます。時間的な余裕を持って生徒と相談ができ、学級担任を初め、学年職員としても負担の軽減になったというような報告もいただいております。

一番大きいのは、三学期制に比べて、日常の学習評価をきめ細やかにできるようになったため、現在の観点別評価に即した評価が、以前よりもよりやりやすくなったという報告をいただいております。

田 村

指導室長の話の聞き限り、今までデメリットと言われた部分が、取り組み

委員 長  
國 方  
教 育 長

いかんによっては、クリアできそうですね。

夏季休業中の課題ですが、二学期制を実施することになりますと、前期中の長期休業ということですから、学びの連続性が図られる工夫をしなければなりません。

ただし、夏季休業日の設定については、意味合いがあるわけで、工夫をするといっても、おのずからそこには制約がかかってくると思います。そして、その制約は、これからも尊重していかなければならないと思います。従来と比べますと、先ほどの指導室長の話にありましたが、休業前に面談をすることによって、生活面と学習面の両面において課題を子どもたちに与えることができる。そして、それを子どもたちが消化することによって、夏季休業日以降の授業にスムーズにつなげていけることができます。

また、二学期制を実施している学校では、個別指導や家庭訪問を夏季休業日中に行うという工夫も、本来の夏休みの趣旨を逸脱しない限りでされています。これでという決まったものはございませんので、それぞれの学校が工夫をし、大いに独自性を発揮できる期間だと思います。

田 村  
委員 長  
奥原委員

今、教育長から、夏休みをどう考えていけばいいかというお話がございましたが、ほかの委員さんは何か二学期制について、ご意見がございますか。

この二学期制というお話を初めて聞いたときの感想から申し上げますと、私自身、大学は二学期制を経験しておりましたし、社会人になりまして会社に入りますと、上期、下期ということで、こちらもまた2回に分けてメリハリをつけております。今回小・中学校で、また高校でも二学期制になるのかという報告を受けて、これは面白いと思いました。

恐らく子どもたちにとっては、三学期制から二学期制になることに対して、決まりと思えば全く抵抗はみられないと思います。しかし、大人である先生方や保護者の方々は、恐らくとまどいを示すものと思っていました。

実際、週五日制ということで、授業日数が40日強少なくなったということもあり、ゆとりがなくなったということなのか、学力が低下していき、先生方もどうしたらいいのかという状態であるということも伺いました。そのときに、二学期制に変えることで、何が変わるんだろうか、また、子どもたちの目線に立って、自分たちは何ができるのだろうかという、先生方の意識改革にもつながり、一つの転機になると思いました。

しかし、学校というのは保護者や地域の方々の協力や理解がなければ成り立たないという話もあり、実際に地域や保護者から理解を得るために、二学期制になっても保護者たちが戸惑わないような工夫を考えている学校があるという話も伺いました。当初は先生方の意識改革になるから、平成18年度に一斉導入したほうがよいと思っていましたが、今回、例外措置として、「ただし書き」がついたことで、二学期制のすばらしさを見つける学校もあれば、二学期制を見つめながら自分の学校ではこうしていこうという学校がつくられていくような、例えば一学期制がいいという話が出たり、逆に思わぬ施策が見つかったりという「副産物」が出るという期待も持てますので私はこの二学期制の提案に賛成します。

國 方  
教 育 長

先ほどから各委員から出ておりますように、本日の臨時会までの間に、二学期制については何度となく協議を重ねてきました。また、2学期に実施をした学校訪問では、研究校の状況だけでなく、研究校以外の学校での取り組みの状況についても、校長先生や担当の先生から直に生の声をお聞きしてまいりました。

そういうなかで感じたことでございますが、私は、当初期待していたことよりも、はるかに充実した取り組みがされていると感じました。二学期制は、推進していくべきであろうと判断したところでございます。

ただ、確認しなければいけないのは、二学期制が導入されてそれでよしと

ということではなくて、導入されたときからスタートをするという認識を、学校も教育委員会でも持つべきだろうと思います。

そのためには、学校の自主的な研究を行いやすい導入方法を考えることが必要だろうと思います。形だけ整えてよしというのは、これは絶対に避けなければなりません。

学校からの情報を集めてみますと、取り組みの温度差も正直言って感じます。こうした状況を勘案いたしまして、よりよい導入あるいは円滑な導入を図るために、本日のような提案をさせていただきました。

さらにつけ加えますと、教育課程研究校という例外規定のなかには、今後予想される分権の時代、権限移譲の時代に対応できる積極的な意味合いも含まれていると理解をしております。

鈴木  
委員長職務  
代理者

私は当初、明治以来の三学期制を変えるということで、小・中学校の場合、かなり混乱もあるのではないかとおりましたが、研究校の校長先生等から「これまで長い間、慣習的に行われていた学校行事や授業のあり方を見直す貴重な機会になる」というご報告を聞きまして、二学期制を実施する意味があると思うようになりました。

ただ、その後、各学校のお話を伺う機会がございまして、やはり学校によってその取り組み方については、かなりの格差があると実感いたしましたし、また、周知の方法、説明のあり方ということにつきましても、格差があります。私は「一斉に導入」と一時期思いましたが、機械的に教育委員会が決めて、何が何でも一斉に実施してしまうということは、かえって教育の自主性を損なうのではないかと、やはり最終的には各学校が十分研究し、保護者や地域の方が納得のうえで実施しなければ意味がないのではないかと、そういう意味では、責任を持って学校が保護者や地域に説明できる段階で実施していくということが望ましいのではないかと考えるようになりました。教育委員の間でも一斉か選択制かをめぐって議論いたしましたが、一つの接点として、きょうの規則改正案が出されましたことに、私は非常によかったと思っております。

選択制ではありませんが、例外規定を設けたということは、「何もやらなくてもいいということではない」ということです。先ほど指導室長から説明がありました「大和市立小・中学校教育課程研究校指定要項」を見ていただければわかることだと思います。これは、二学期制を施行しない学校にとっては、非常に大きな負担かと思いますが、自分たちの判断を大切にこれをやっていただければ、二学期制にならなくても教育の質の向上という点で、意味があることかと思っております。

逆に、二学期制を採用すればこの要項にあるような報告義務とかがございませぬので、楽だと思われることが私はむしろ心配でありまして、この要項に盛られているような精神というのは、ぜひ教育長以下のご指導で、二学期制を実施する学校についても、きめ細かい支援、検討というのを加えていただきたいと思います。

いずれにしても、教育委員会が一律に決めて、機械的に一斉にやることにしないのは、決して教育委員会の責任放棄、現場に責任を押しつけたという意味ではないと私は考えております。学校への権限と責任を拡大する分権改革という趣旨を踏まえて、今後とも教育委員会と各学校とが協力して支え合って、改革を進めていければいいと思います。私ども教育委員の多様だった意見の接点として、この案を支持したいと思っております。

田村  
委員長

この問題については膨大な時間をかけて協議を重ねております。最後のよりどころは、研究校の成果です。「子どもたちのためになることなら」ということで、私たちの思いを事務局に伝えてございます。その結果が本日の提案だと思っております。いろいろお聞きしてきましたが、ここで質疑、討論を終結

いたします。

では、これより議案第1号について採決いたします。

本件の原案に対してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということでございますので、議案第1号は可決いたしました。

最後に、委員長より一言お願いをしておきたいと思えます。

この二学期制導入に当たっては、各学校において事前の取り組みに格差があったということで、ひいてはそれが保護者の方々への説明責任という点で十分さを欠いてしまいました。保護者の方々に結果として不安を与えてしまったということは大変残念なこととして、今後の教訓にさせていただきたいと思っております。

それからまた、研究校の成果からもわかりますように、この二学期制の成否は、ひとえに先生方の工夫と努力にかかっているという思いをいたしております。子どもたちのために、このことを各学校へ十分お伝えいただきますようお願い申し上げます。それから、教育委員会としても、側面の支援をぜひ進めていただければ大変ありがたいと思えます。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて教育委員会1月臨時会を閉会といたします。

なお、1月26日午前10時から1月定例会を開催する予定であります。

閉会 午前10時52分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成18年 1月 5日

署名委員

署名委員

書 記